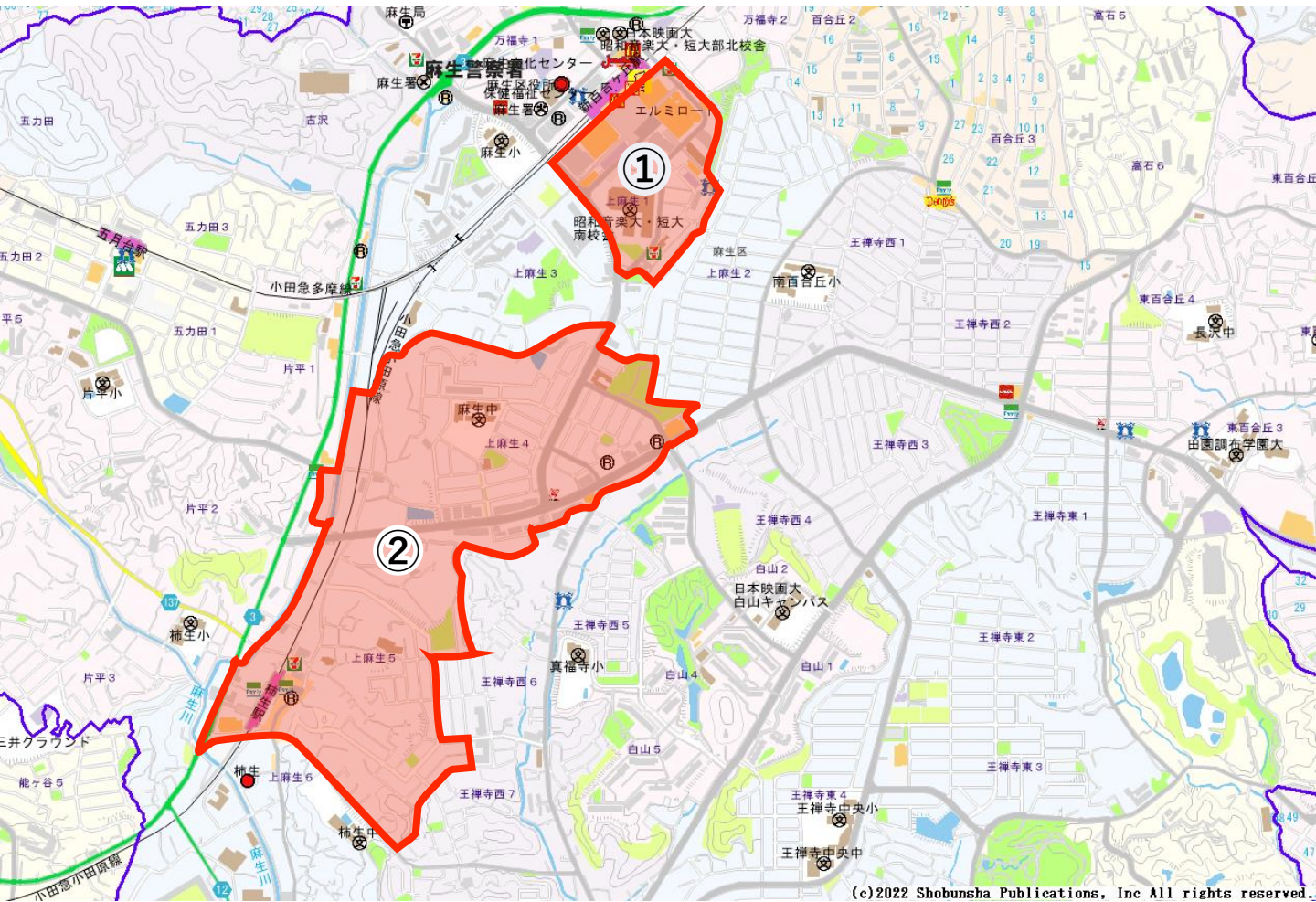


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【麻生警察署】



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 上麻生1丁目

【選定理由】

- 上麻生1丁目小田急線新百合ヶ丘駅南口付近には、公的機関・企業・学校・商業施設等が数多くあり、自転車駐輪場も区内で一番集中していることから、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が非常に多く、歩道通行等する自転車が目立つ。
- 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数**

② 上麻生4・5丁目

【選定理由】

- 上麻生5丁目には小田急線柿生駅があり、商業施設等が多数ある。通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、一時不停止や踏切不停止違反をする自転車が多い。
- 自転車関連事故が多発傾向（令和3年中4件）**

①～②の地区で、よく見られる『自転車利用者の違反』 形態について・・・

- 歩道で、徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止
- 踏切不停止
- 通行禁止 等



★ 自転車を運転する人は、次の点に気を付けましょう★

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外！
歩道を通行するときは、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げそうときは、一時停止をする。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、周囲の危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。
- 3 「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止！
一時停止場所や、見通しの悪い交差点では、必ず一時停止をしましょう。